

図書館情報

Library information

◆**花巻図書館**
☎23・53334
●おはなし会
①0〜2歳児対象：10月18日(金)、午前11時②3〜4歳児対象：10月12日(土)、午前10時30分③5歳〜小学校低学年対象：10月26日(土)、午前10時50分
●こども映画会
▼10月19日(土)、午前10時30分〜11時15分▼内容：アニメ「ぞくぞく村のオバケたち」②「小鬼のゴブリン」ほか
●秋の読書週間行事 ことばも映画会
▼日時：11月2日(土)、午前10時30分〜11時▼内容：アニメ「ふしぎ駄菓子屋銭天堂」巻「ホーンテッドアイヌ」ほか「忍たま乱太郎のがんばるしかないさ①」〜よいと思うことをおこなう〜
●休日ほつと映画会
▼日時：10月27日(日)、午前10時〜11時40分▼内容：映画「ふたりの旅路」
●10月のテーマ図書展
▼《博物館に行ってみよう》▼《秋を楽しもう》ハロウィーンの絵本▼《読書の秋 図書館おすすめ本の絵本》

◆**石鳥谷図書館**
☎45・6882
●土曜わくわくタイム「毎週土曜日、午前10時30分、うあるべきか〜身に付けたい力、ヘルスリテラシー」▼10月11日(金)〜31日(木)
●大迫図書館
☎48・2244
●おはなし会《ハッピー・ハロウィン》
▼対象：小学生以下▼日時：10月12日(土)、午前10時〜11時
●テーマ図書展《犬派？猫派？ それとも〇〇派？》
▼10月2日(水)〜20日(日)
●読書週間関連企画《本のくじびき〜今年はストロークじ〜》
▼10月26日(土)〜11月17日(日)
●ギャラリー展関連企画《見るごとく描くこと テッサンワークショップ》
▼対象：中学生以上▼日時：10月27日(日)、午後1時〜3時▼内容：鉛筆「テッサン」体験(講師は大迫町在住の画家・八重樫理彦さん)▼定員：8人(先着順)▼参加費：無料▼申込開始日時：10月5日(土)、午前9時

●おはなし会と映画会
▼10月5日、アニメ「ももたろう／貧乏神と福の神」
▼10月12日、アニメ「やまなし」雪渡り▼10月26日、アニメ「さよならカバくん」
●本のリサイクル広場
▼10月11日(金)〜13日(日)
●図書企画展《医療小説を読む 第2弾》
▼10月22日(火)〜12月1日(日)
◆**東和図書館**
☎42・3202
●土曜親子映画会
▼日時：10月12日(土)、午前10時30分〜11時20分▼内容：アニメ「おしり探偵 コズミックフロント」
●日曜くつろぎの映画会
▼対象：15歳以上▼日時：10月27日(日)、午後2時〜4時10分▼内容：映画「あちらにいる鬼」
●読書週間関連企画《はじめての手織りさき織り講座》
▼対象：小学生以上(小学生は保護者同伴)▼日時：10月27日(日)、午前10時〜正午▼内容：木杵手織り機を使ったださき織り体験(講師は地域おこし協力隊の平川優隊員)▼定員：10人(先着順)▼参

今月のおすすめの本

～おとなの本棚から～

★『銀河の図書室』
一名取佐和子(美業之日本社)

県立野垂高校で活動するイーハトー部。先輩が突然姿を消し、高校生たちは賢治が残した言葉や詩、『銀河鉄道の夜』を紐解きながら先輩の謎を追い、やがてそれぞれの「ほんとう」と直面する。



～こどもの本棚から～

★『うつくしいってなに?』
一最果タヒ 作、荒井良二 絵(小学館)

窓の外を眺める女の子。夕暮れ、海、船、夜空、星、都会の明かり。部屋の中には家具、おもちゃ、ネコ。やがて女の子は自分の世界に包まれて眠り…。詩人と絵本作家が紡ぐ夢のような物語。



【各図書館の休館日】

▶花巻=10月1日(火)〜10日(木)・14日(月・祝)、11月1日(金)▶大迫=10月1日(火)・14日(月・祝)・21日(月)〜24日(木)、11月1日(金)▶石鳥谷=毎週月曜日、10月1日(火)・15日(火)〜20日(日)、11月1日(金)▶東和=毎週月曜日、10月1日(火)、11月1日(金)



人とペットが楽しく暮らすために

ペットは、人と共に暮らし、心を通わせることのできる大切な家族の一員です。ペットを飼うことは、その大切な命を預かり、一生の責任を負うこととなります。ペットが健康で快適に暮らせるよう、また、社会や近隣に受け入れられるよう、飼い主としての義務やマナーを守りましょう。

飼い主としての義務や、守るべきマナーを知ろう

◆**動物の種類に応じて適切に飼う**
正しい飼い方などの知識を持ち、ペットの健康・安全に気を配り、責任を持って飼いましょう。
*例えば、犬の狂犬病予防注射は年に1回、忘れず受けましょう。猫を飼う場合は、放し飼いをせず、室内で飼いましょう

◆**周りの人に危害や迷惑をかけない**
散歩の際はリード(引き綱)を付け、ビニール袋を携帯し、ふんは

必ず持ち帰りましょう。場所によっては、排尿の跡を水で洗い流すなどの配慮も必要です。

■**放棄しない**
万が一飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。

■**むやみに繁殖させない**
生まれてくる命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などを行い、繁殖を制限しましょう。



【問い合わせ】
本館生活環境課(☎41-3544)



障がい者を虐待から守りましょう



虐待は、その人の尊厳を傷付ける重大な人権侵害です。障がいのある人の場合は、虐待を受けている認識がないなど、被害を訴えられない場合もあります。

虐待の疑いを発見した場合は、市の相談窓口にご相談してください。秘密は守られます。

■障がい者虐待とは

- 障がい者虐待とは次のものをいいます。
- 養護者による虐待
- 障がい者福祉施設従事者などによる虐待
- 障がい者福祉施設の利用者による虐待

■障がい者への虐待例

- 身体的虐待
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- 部屋に閉じ込めて、外に出られないようにする

性的虐待

- 性的な行為や接触を強要する
- わいせつな映像を見せる

心理的虐待

- 怒鳴ったり、ののしったりする
- 話し掛けられても無視する

放棄・放置(ネグレクト)

- 入浴や着替えをさせない
- 病気やけがをしても病院へ行かせない

経済的虐待

- 働いた分の賃金を渡さない
- 家族がお金を取り上げ、日常生活に必要なお金を渡さない

【問い合わせ・相談】

- ▷新館障がい福祉課(☎41-3580)
- ▷基幹相談支援センター(新館障がい福祉課内 ☎41-3582)